



←新たな住宅セーフティネット制度  
PRロゴマーク

令和3年3月23日  
住宅局安心居住推進課

## 居住支援法人等による孤独・孤立対策への支援として 活動費補助を追加配分

居住支援を実施するNPO法人等が行う、孤独・孤立対策としての入居後の見守りや生活相談・就労支援等に対する補助事業について、補助上限額の引上げと追加配分を行います。

### 【趣旨】

- 長引くコロナ禍の影響で孤独や孤立の問題が深刻な社会問題となっていることから、生活の基盤である住まいにおける対策として、入居後の見守りや生活相談・就労支援等の支援活動を行うNPO法人等の居住支援法人への補助を拡充

### 【措置内容】

- 補助上限額の200万円引上げと4.6億円の追加配分（別紙参照）
  - ※ 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（うち居住支援協議会等活動支援事業）
- なお、補助上限額の引上げは令和3年度も引き続き適用の予定

（注）令和3年度予算が成立することが前提となります。

### 【問い合わせ先】

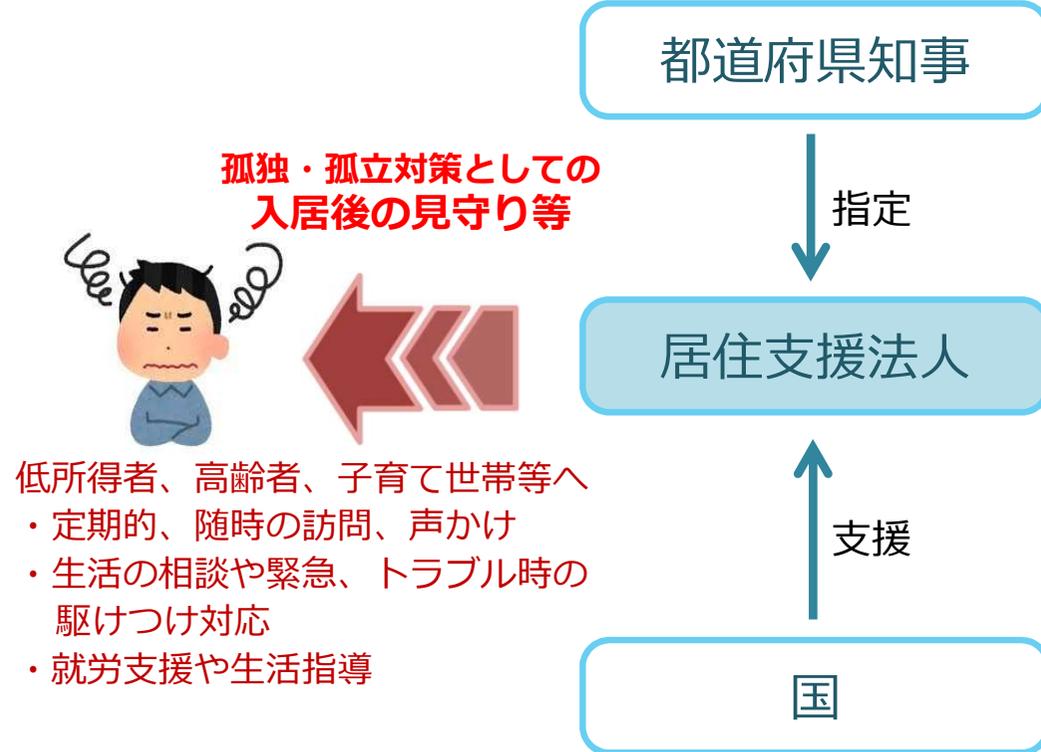
国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 田代、係長 小越

TEL: 03-5253-8111 (内線 39833、39864)、03-5253-8952 (直通)、FAX: 03-5253-8140

- NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、**入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。**

## ● 居住支援法人とは

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの  
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- 367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）
- 居住支援法人に指定される法人
  - NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
  - 社会福祉法人
  - 居住支援を目的とする会社 等



## ● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）

- 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
  - ①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- 補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付
- ※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**  
外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円